

精神障害（疾患）の概念と精神医学における診断の機能

石原孝二
東京大学

mental disorder（精神障害）は「精神疾患」と訳されることも多い。この「精神疾患」という言葉は、「医学的」に確立されたものであるという印象を与える。他方、「精神障害」という言葉は精神に関わる機能障害を指し、福祉の対象となるものという印象を与えるものだろう。精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律（精神保健福祉法）第5条では、精神障害（者）と精神疾患の関係について次のように定義されている。「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有するものをいう。」ここでの「精神疾患」とは「医学上の明確な概念」であり、WHOの国際疾病分類（ICD）において詳細に分類されているものである（精神保健福祉研究会 2016: 67）。

しかし詳細に分類されているということが医学的に安定的な概念であることを意味するわけではない。WHOやアメリカ精神医学会は20世紀の中頃から、mental disorderの分類体系の作成と改訂を行ってきた。特に1980年に出版されたDSM-IIIは記述的アプローチを採用し mental disorderの分類や捉え方に大きな影響を与えるものとなった。1994年のDSM-IVは、DSMの基本的な方針を踏襲したが、2013年のDSM-5では、ディメンショナル・アプローチや病因を考慮した分類体系の部分的導入を行うなど、mental disorderの分類原則や捉え方に関する変更が行われている。また、NIMH(米国精神保健研究所)は、DSMおよびICDの従来の分類体系を「考慮しない」分類の作成をめざして、2009年からRDoC (Research Domain Criteria)プロジェクトを開始している。他方で、1970年代から展開されているイタリアの「トリエステ・モデル」や1980年代からフィンランドの西ラップランド地方で展開されてきた「オープンダイアログ」アプローチは、治療的対応において診断を重視しないという姿勢を示している。診断名ではなく、クライアントの個別的なニーズを重視して、必要な治療的対応を行うことが、この二つの「対話的アプローチ」重要な特徴になっている（石原 2018）。

mental disorderの分類の基礎は必ずしも盤石なものではない。分類することがそもそもどのような意義を有しているのかも問われるべきだろう。分類の妥当性と分類の意義を検討するためには、精神医学において診断がどのような機能を有しているのかを明確化する必要がある。

精神医学における診断（分類）の機能は（1）治療における機能、（2）研究における機能、（3）社会における機能の3つの領域に分けて考えることができるだろう。この3つの機能領域は密接に関係し、相互に影響している。（1）治療における機能としては、予後の予測、治療法の決定のほか、診断名がクライアントおよび医療者に与える心理的影響と認知バイアスなどを挙げるができる。（2）研究における機能としては、同質的な観察対象群・介入対象群の確定が考えられ

る。(3) 社会的機能としては、司法手続きや福祉サービスの提供、病気休業、保険給付などの根拠となる医学的判断における利用および様々な状況においてもたらされる「スティグマ化」の機能を挙げることができる。

本発表では、精神医学における診断の機能を検討する際には、上記の3つの領域を個別に検討するだけでは不十分であり、それらの相互作用に焦点を合わせることも重要であろう。

本研究は JSPS 科研費 (JP16H03091) の助成を受けている。

文献

精神保健福祉研究会監修『四訂精神保健福祉法詳解』中央法規、2016年
石原孝二『精神障害を哲学する：分類から対話へ』東京大学出版会、2018年